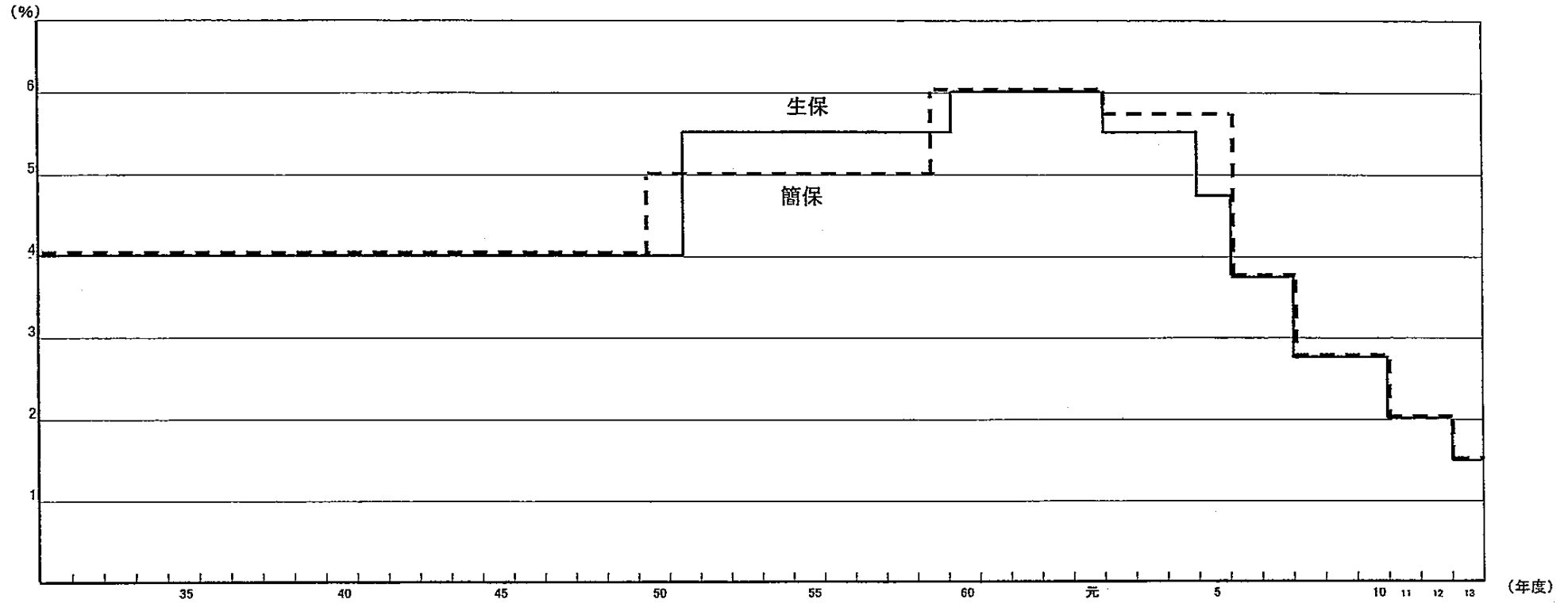


参 考 資 料

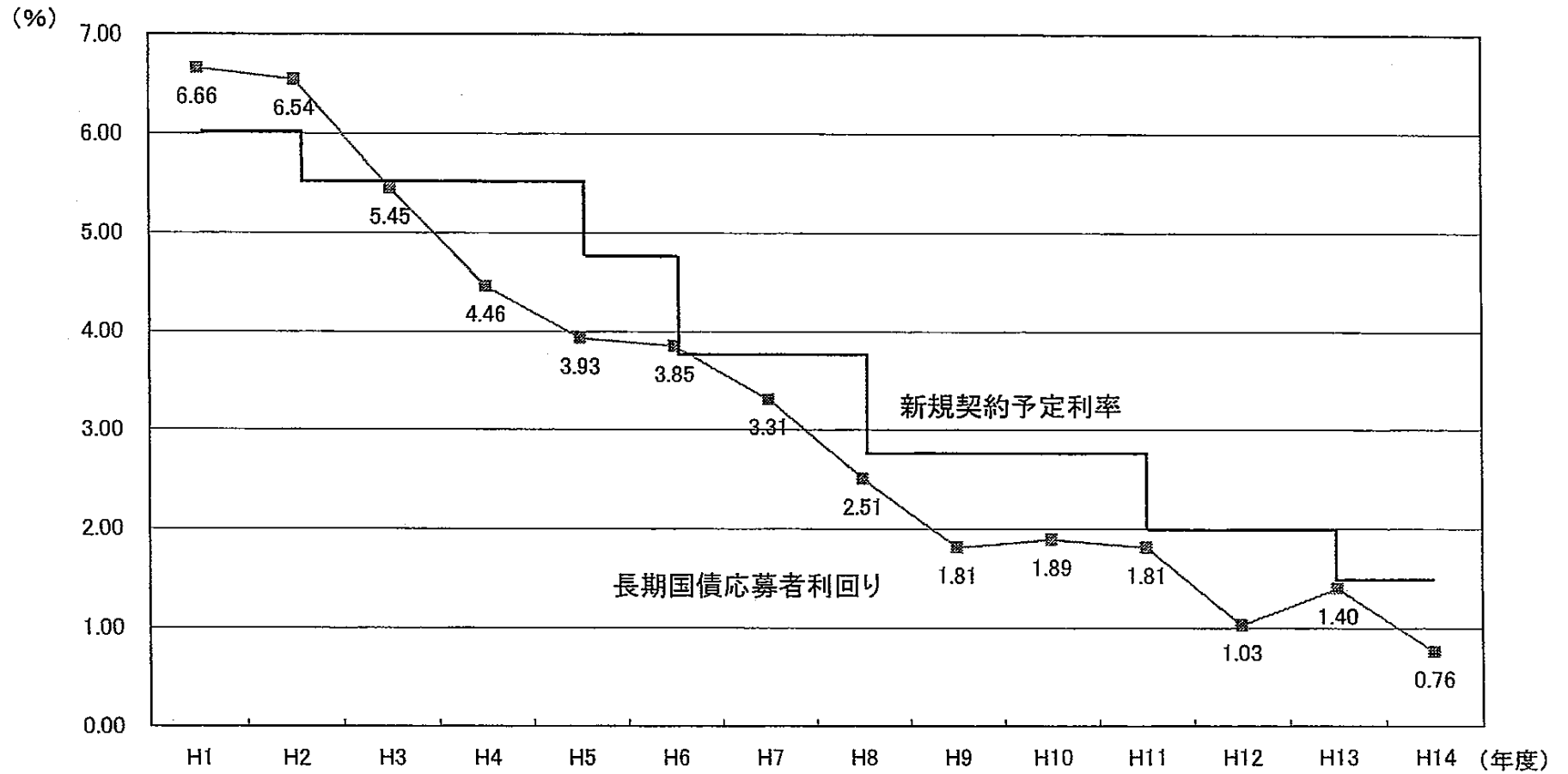
平成 15 年 5 月 12 日

予定利率の推移



- (注1) 昭和51年度～昭和55年度の予定利率5.5%については、保険期間20年以下の養老保険の一般的な水準。
- (注2) 昭和56年度～昭和59年度の予定利率5.5%については、保険期間10年超20年以下の養老保険の一般的な水準。
- (注3) 昭和60年度～平成元年度の予定利率6%については、保険期間10年超20年以下の養老保険の一般的な水準。
- (注4) 平成2年度～平成4年度の予定利率5.5%については、保険期間10年超の養老保険の一般的な水準。
- (注5) 平成5年度～平成7年度の予定利率4.75%及び3.75%については、養老保険の一般的な水準。
- (注6) 平成8年度以降の予定利率については、標準予定利率(平成8年大蔵省告示第48号)。

長期金利の推移



(注1) 長期国債応募者利回りは、毎年度末月の入札結果による。

(注2) 平成7年度までの予定利率については、養老保険の一般的な水準。

(注3) 平成8年度以降の予定利率については、標準予定利率(平成8年大蔵省告示第48号)。

生命保険会社の利源別損益の状況

(単位:億円)

	11年度	12年度	13年度
3利源計 (a)	22,617	20,488	19,767
費差損益	11,433	9,999	7,898
死差損益	25,177	25,195	27,067
利差損益	▲ 13,993	▲ 14,706	▲ 15,198
その他の損益 (b)	▲ 4,633	▲ 10,910	▲ 13,291
剰余金 (a)+(b)	17,984	9,578	6,476

基礎利益	—	22,147	22,611
------	---	--------	--------

(注1) 12年度の計数には、千代田、協栄、東京の計数を含まない。

(注2) 「公表逆ざや額」は以下のとおり。(11年度公表26社、12、13年度は全社ヒアリングベース。)なお、14年3月期より算出方法が業界において統一されている。
「逆ざや額 = (基礎利益上の運用収支等の利回り - 平均予定利率) × 一般勘定責任準備金残高」

	11年度	12年度	13年度
公表逆ざや額	▲ 16,154	▲ 14,191	▲ 13,663

生命保険会社の事業概況(全社計)

	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度 上半期
新契約+転換純増 (兆円)	225	212	194	191	184	160	140	137	137	130	61
解約失効高 (兆円)	96	107	112	120	126	156	145	145	140	145	62
保有契約高 (兆円)	1,376	1,458	1,515	1,557	1,582	1,545	1,490	1,442	1,386	1,325	1,302
総資産 (兆円)	156	169	177	187	188	190	191	190	191	184	181
保険料等収入 (億円)	295,624	304,227	305,293	308,174	293,928	304,667	290,653	278,977	271,749	263,098	125,616
保険金等支払 (億円)	101,390	113,758	130,807	139,014	156,386	174,067	177,342	158,381	138,974	143,357	70,320
事業費 (億円)	44,412	43,710	43,308	42,580	42,036	40,384	38,722	37,953	38,091	37,563	17,437
基礎利益 (億円)	—	—	—	—	—	—	—	—	22,147	22,611	10,504

(出典)生命保険協会

(注)新契約+転換純増、解約失効高、保有契約高は、個人保険及び個人年金保険の合計。

主要保険会社の規模比較(平成13年度決算期)

単位:億円、件

	日本		第一		住友		明治		朝日		安田		三井		太陽		大同		富国		10社計		全社計	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
保有契約高	3,043,116	100.0%	2,199,663	100.0%	1,978,925	100.0%	1,216,212	100.0%	756,635	100.0%	709,645	100.0%	616,011	100.0%	148,453	100.0%	388,919	100.0%	373,527	100.0%	11,431,117	100.0%	13,218,075	100.0%
個人保険	2,891,098	95.0%	2,133,844	97.0%	1,874,328	94.7%	1,142,395	93.9%	704,771	93.1%	666,643	93.9%	591,889	96.1%	102,173	68.8%	378,390	97.3%	350,307	93.8%	10,835,845	94.8%	12,556,232	95.0%
定期保険	93,349	3.1%	37,995	1.7%	50,002	2.5%	21,998	1.8%	150,773	19.9%	45,086	6.4%	76,885	12.5%	373	0.3%	342,524	88.1%	6,838	1.8%	825,825	7.2%	1,319,559	10.0%
終身保険	226,551	7.4%	144,589	6.6%	66,040	3.3%	38,045	3.1%	31,960	4.2%	15,400	2.2%	20,411	3.3%	2,334	1.6%	12,683	3.3%	11,247	3.0%	569,260	5.0%	896,813	6.8%
定期付終身保険	2,168,487	71.3%	961,031	43.7%	1,256,203	63.5%	467,050	38.4%	426,860	56.4%	480,004	67.6%	345,487	56.1%	6,781	4.6%	—	—	288,725	71.9%	6,380,632	55.8%	6,671,141	50.5%
利率変動型積立終身保険	—	—	—	—	244,334	12.3%	399,008	32.8%	830	0.1%	—	—	41,649	6.8%	—	—	—	—	—	—	685,822	6.0%	690,645	5.2%
普通養老保険	114,261	3.8%	64,428	2.9%	59,437	3.0%	29,260	2.4%	25,002	3.3%	10,681	1.5%	27,776	4.5%	6,148	4.1%	12,680	3.3%	8,308	2.2%	357,980	3.1%	430,231	3.3%
定期付養老保険	76,821	2.5%	30,576	1.4%	80,223	4.1%	48,422	4.0%	25,927	3.4%	25,927	3.7%	54,093	8.8%	8,264	5.6%	239	0.1%	13,953	3.7%	364,447	3.2%	385,228	2.9%
こども保険	69,969	2.3%	48,082	2.2%	39,575	2.0%	7,469	0.6%	10,061	1.3%	21,189	3.0%	6,328	1.0%	2,116	1.4%	812	0.2%	10,873	2.9%	216,474	1.9%	231,561	1.8%
その他	141,659	4.7%	847,143	38.5%	78,514	4.0%	131,143	10.8%	33,359	4.4%	68,356	9.6%	19,260	3.1%	76,158	51.3%	9,451	2.4%	30,362	8.1%	1,435,405	12.6%	1,931,053	14.6%
個人年金保険	152,018	5.0%	65,819	3.0%	104,597	5.3%	73,817	6.1%	51,865	6.9%	43,003	6.1%	24,122	3.9%	46,280	31.2%	10,529	2.7%	23,221	6.2%	595,272	5.2%	661,844	5.0%
契約件数	18,324,556	100.0%	13,220,116	100.0%	12,483,930	100.0%	7,603,905	100.0%	6,614,104	100.0%	5,170,843	100.0%	3,909,672	100.0%	6,119,913	100.0%	2,121,219	100.0%	3,453,696	100.0%	79,021,963	100.0%	122,866,853	100.0%
個人保険	15,931,315	86.9%	12,032,519	91.0%	10,731,204	86.0%	6,323,957	83.2%	5,897,873	89.2%	4,565,123	88.3%	3,433,174	87.8%	4,664,869	76.2%	2,000,744	94.3%	3,041,961	88.1%	68,622,747	86.8%	110,847,970	90.2%
定期保険	822,084	4.5%	378,801	2.9%	654,058	5.2%	169,438	2.2%	1,207,532	18.3%	1,346,455	26.0%	209,416	5.4%	4,269	0.1%	1,340,121	63.2%	35,714	1.0%	6,167,889	7.8%	12,060,564	9.8%
終身保険	2,358,625	12.9%	1,424,035	10.8%	789,997	6.3%	541,418	7.1%	491,054	7.4%	262,512	5.1%	207,918	5.3%	83,991	1.4%	118,633	5.6%	137,071	4.0%	6,415,255	8.1%	11,921,332	9.7%
定期付終身保険	6,557,793	35.8%	4,568,056	34.7%	4,372,189	35.0%	1,737,244	22.8%	1,662,180	25.1%	1,607,369	31.1%	1,347,791	34.5%	78,360	1.3%	—	—	861,901	25.0%	22,812,885	28.9%	24,004,864	19.5%
利率変動型積立終身保険	—	—	—	—	775,437	6.2%	1,239,597	16.3%	402,970	6.1%	—	—	160,406	4.1%	—	—	—	—	—	—	2,578,410	3.3%	2,662,432	2.2%
普通養老保険	3,208,899	17.5%	1,718,981	13.0%	1,542,682	12.4%	941,486	12.4%	767,026	11.6%	388,182	7.5%	580,364	14.8%	305,988	5.0%	390,973	18.4%	431,020	12.5%	10,275,602	13.0%	13,856,926	11.3%
定期付養老保険	678,286	3.7%	290,435	2.2%	1,043,386	8.4%	724,631	9.5%	678,286	10.3%	234,546	4.5%	526,253	13.5%	82,630	1.4%	740	0.0%	137,210	4.0%	4,396,404	5.6%	4,435,983	3.6%
こども保険	1,255,309	6.9%	877,557	6.6%	819,013	6.6%	463,567	6.1%	262,137	4.0%	328,040	6.3%	333,337	8.5%	88,527	1.4%	21,344	1.0%	166,975	4.8%	4,615,806	5.8%	5,155,724	4.2%
その他	1,050,319	5.7%	2,754,654	20.8%	734,442	5.9%	506,576	6.7%	426,688	6.5%	398,019	7.7%	67,689	1.7%	4,021,104	65.7%	128,933	6.1%	1,272,070	36.8%	11,360,495	14.4%	36,750,145	29.9%
個人年金保険	2,393,241	13.1%	1,187,597	9.0%	1,752,726	14.0%	1,279,948	16.8%	716,231	10.8%	605,720	11.7%	476,498	12.2%	1,455,044	23.8%	120,475	5.7%	411,735	11.9%	10,399,216	13.2%	12,018,883	9.8%
総資産	452,150	—	297,859	—	229,521	—	170,816	—	76,986	—	97,786	—	82,668	—	68,340	—	59,828	—	47,532	—	1,583,487	—	1,843,709	—

(注1) 保有契約高、契約件数ともに個人保険+個人年金保険の計数。

(注2) 個人年金保険の保有契約高は、年金開始時における年金原資。

(出典) 保険研究所「インシュアランス生命保険統計号(平成14年版)」

生命保険会社の処理状況

(単位：億円)

会社名	根拠手続	手続開始日	処理状況	債務超過額	資金援助額等	責任準備金の削減	引下げ後の予定利率
日産生命	保険業法 手続	H9.4.25	平成9年10月1日、あおば生命に保険契約を包括移転。 (注)平成11年11月30日、あおば生命の株式をアルテミスグループが取得。	3,000	資金援助等 (注) 2,000	なし	2.75%
東邦生命	保険業法 手続	H11.6.4	平成12年3月1日、ジーイーエジソン生命に保険契約を包括移転。	6,500	資金援助 3,663	10%	1.5%
第百生命	保険業法 手続	H12.5.31	平成13年4月2日、マニユライフ・センチュリー生命に保険契約を包括移転。	3,200	資金援助 1,450	10%	1.0%
大正生命	保険業法 手続	H12.8.28	平成13年3月31日、あざみ生命に保険契約を包括移転。 (注)平成14年4月1日、大和生命と合併。合併後の名称は大和生命(株)。	365	資金援助 267	10%	1.0%
千代田生命	更生手続	H12.10.9	平成13年3月31日、裁判所がAIGをスポンサーとする更生計画案を認可決定。4月20日よりエーアイジー・スター生命に組織変更し営業再開。	5,975	0	10%	1.5%
協栄生命	更生手続	H12.10.20	平成13年4月2日、裁判所が米プルデンシャル社をスポンサーとする更生計画案を認可決定。4月3日よりジブラルタ生命に社名変更し営業再開。	6,895	0	8%	1.75%
東京生命	更生手続	H13.3.23	平成13年9月30日、裁判所がT&Dグループ(太陽生命・大和生命)をスポンサーとする更生計画案を認可決定。10月22日よりティ・アンド・ティ・フィナンシャル生命に組織変更し営業再開。	731	0	なし	2.6%

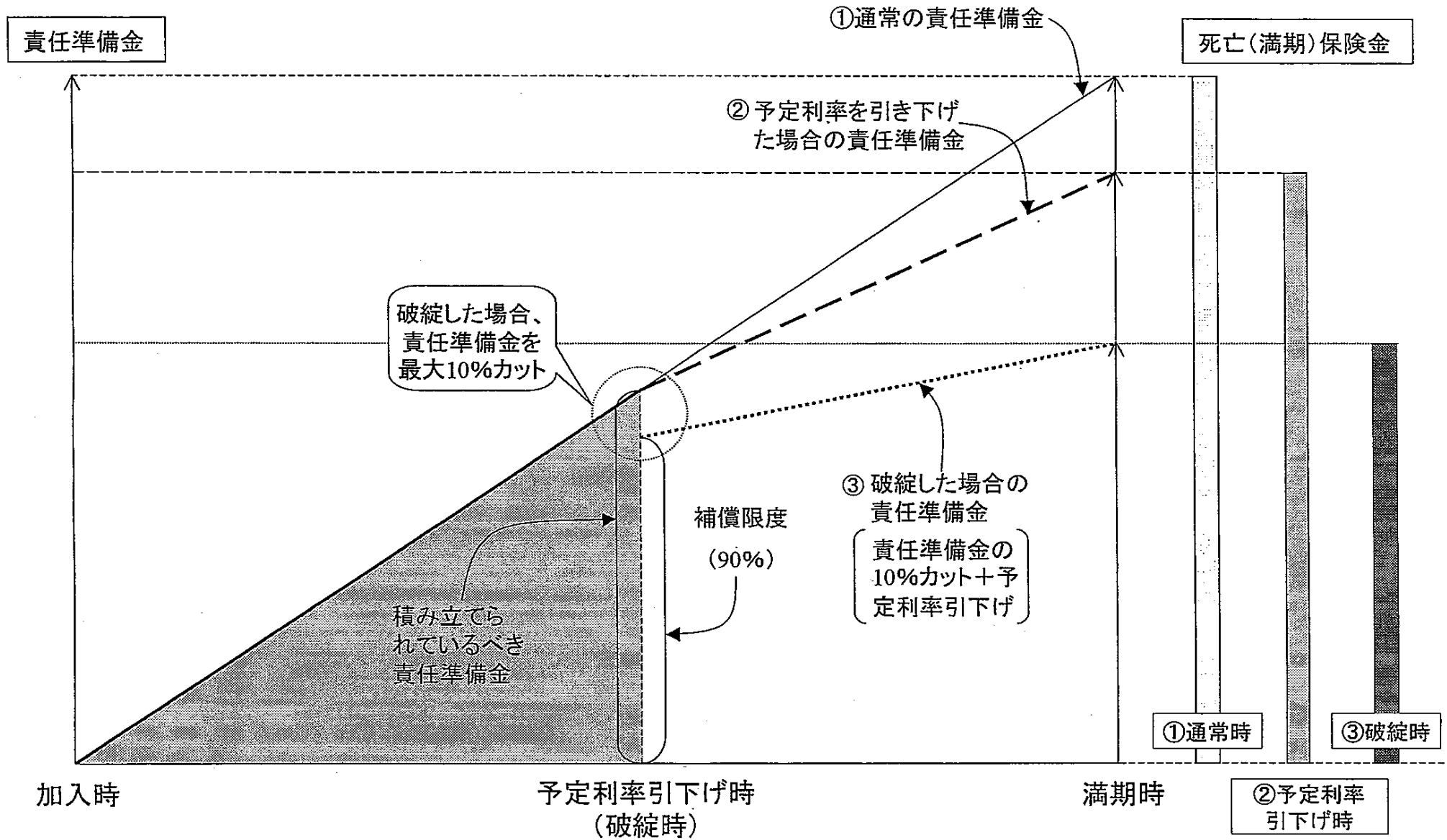
(注) 日産生命の救済保険会社であるあおば生命に対する資金援助等は、保険契約者保護基金が実施した。

相互会社の社員数（平成14年3月末決算）

	社員数
日本生命	約1,245万名
第一生命	約926万名
住友生命	約850万名
明治生命	約549万名
朝日生命	約350万名
安田生命	約283万名
三井生命	約295万名
太陽生命	約381万名
富国生命	約175万名

契約条件の変更のイメージ

(養老保険の場合)



保険業法（平成七年法律第百五号）―抜粋―

（業務の停止、合併等の協議の命令並びに業務及び財産の管理）

第二百四十一条 内閣総理大臣は、保険会社（外国保険会社等を含む）

第二百四十三条、第二百五十四条、第二百五十五条、第二百六十条第一項第二号、第六項及び第八項第二号並びに第二百七十条の六を除き、以下この章において同じ。）の業務若しくは財産の状況に照らしてその保険業（外国保険会社等）にあっては、日本における保険業。以下この条及び第二百六十二条において同じ。）の継続が困難であると認めるとき、又はその業務（外国保険会社等）にあっては、日本における業務。以下この条から第二百五十五条の二までにおいて同じ。）の運営が著しく不適切でありその保険業の継続が保険契約者等（外国保険会社等の場合）にあっては、日本における保険契約者等。以下この章において同じ。）の保護に欠ける事態を招くおそれがあると認めるときは、当該保険会社に対し、業務の全部若しくは一部の停止、合併、保険契約の移転（外国保険会社等）にあっては、日本における保険契約の移転）若しくは当該保険会社の株式の他の保険会社若しくは保険持株会社等による取得（第二百四十七条第一項、第二百五十六条から第二百五十八条まで、第二百七十条の三の二第四項及び第五項並びに第二百七十条の四第四項及び第五項において「合併等」という。）の協議その他必要な措置を命じ、又は保険管理人による業務及び財産（外国保険会社等）にあっては、日本に所在する財産。次条及び第二百四十六条の二から第二百四十七条の二までにおいて同じ。）の管理を命ずる処分をすることができる。

2 (略)

3 保険会社は、その業務又は財産の状況に照らしてその保険業の継続が困難であるときは、その旨及びその理由を、文書をもって、内閣総理大臣に申し出なければならない。

保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令（平成十年十一月四日大蔵省令第百二十四号）―抜粋―

（事業継続困難の申出の基準）

第一条の二 法第二百四十一条第三項に規定する保険業（外国保険会社等）にあっては、日本における保険業。以下この条において同じ。）の継続が困難であるときには、次の各号に掲げるときを含むものとする。

- 一 保険会社（外国保険会社等を含む。以下同じ。）の財産（外国保険会社等）にあっては、日本に所在する財産）をもって債務を完済することができないとき、又はその事態が生じるおそれがあるとき。
- 二 保険金の支払を停止したとき、又は保険金の支払を停止するおそれがあるとき。
- 三 取締役会（外国保険会社等）にあっては、日本における代表者）に提出された保険計理人の意見書に、保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号。以下「規則」という。）第八十二条第一項第六号及び第七号（規則第百六十条）において準用する場合を含む。）に掲げる事項として、将来の収支を保険数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、保険業の継続が困難である旨の意見が記載されている場合であつて、その要因の解消を図るために必要な措置を講ずることができないとき。

金融機関の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）（平成十五年四月一日施行）―抜粋―

（更生手続開始の申立て）

第八十条 相互会社は、当該相互会社に更生手続開始の原因となる事実（次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する事実をいう。）があるときは、当該相互会社について更生手続開始の申立てをすることができる。

一 破産の原因となる事実が生ずるおそれがある場合

二 弁済期にある債務を弁済することとすれば、その事業の継続に著しい支障を来すおそれがある場合

2 相互会社に前項第一号に掲げる場合に該当する事実があるときは、次に掲げる者も、当該相互会社について更生手続開始の申立てをすることができる。

一 当該相互会社の基金（保険業法第五十六条の基金償却積立金を含む。）の総額の十分の一以上に当たる債権を有する債権者

二 当該相互会社の社員総数の十分の一以上に相当する数の社員又は一万名以上の社員

○ 保険業法（平成七年法律第百五号）―抜粋―

（報告又は資料の提出）

第二百二十八条 内閣総理大臣は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、保険会社に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該保険会社の子会社に対し、当該保険会社の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 保険会社の子会社は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

○ 保険業法(平成七年六月七日法律第五号)一抜粋

(業務の停止等)

第三百二十二条 内閣総理大臣は、保険会社の業務若しくは財産又は保険会社及びその子会社等の財産の状況に照らして、当該保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該保険会社に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において、期限を付して当該保険会社の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは当該保険会社の財産の供託その他監督上必要な措置を命ずることが出来る。

2 前項の規定による命令(改善計画の提出を求めることを含む。)であつて、保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況によつて必要があると認めるときにするものは、保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ内閣府令・財務省令で定めるものでなければならぬ。

○ 保険業法第三百二十二条第二項に規定する区分等を定める命令(平成一二年六月二九日総理府・大蔵省令第四五号)

一抜粋

(保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じた命令)
 第二条 法第三百二十二条第二項の保険会社(法第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下次条において同じ。)の保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。

保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分		命 令
非対象区分	保険金等の支払能力の充実の状況を示す区分 二〇〇%以上	
第一区分	保険金等の支払能力の充実の状況を示す区分 一〇〇%以上二〇〇%未満	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令
第二区分	保険金等の支払能力の充実の状況を示す区分 〇%以上一〇〇%未満	次の各号に掲げる保険金等の支払能力の充実に関する措置に係る命令 一 保険金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 二 配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制 三 契約者配当又は社員に対する剰余金の分配の禁止又はその額の抑制 四 新規に締結しようとする保険契約に係る保険料の計算の方法とその計算の基礎となる係数を定める場合においては、その係数を命令。(の適用) 五 事業費の抑制 六 一の方法による資産の運用の禁止又はその額の抑制 七 一部の営業所又は事務所における業務の縮小 八 本店又は主たる事務所を除く一部の営業所又は事務所の廃止 九 子会社等の業務の縮小 十 子会社等の株式又は持分の処分 十一 法第九十八条第一項各号に掲げる業務その他の法第九十七条の規定により行う業務に付随する業務、法第九十九条の規定により行う業務又は他の法律により行う業務の縮小又は新規の取扱いの禁止 十二 その他金融庁長官が必要と認める措置
第三区分	保険金等の支払能力の充実の状況を示す区分 〇%未満	期限を付した業務の全部又は一部の停止

平成七年改正前保険業法（昭和十四年法律第四十一号）（抄）

〔添付書類の変更認可・変更命令等〕

第十条 保険会社が第一条第二項又ハ第五条第二項に掲グル書類ニ定メタル事項ノ変更ヲ為スニハ主務大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

② 主務大臣保険会社ノ業務若ハ財産ノ状況ニ依リ又ハ事情ノ変更ニ依リ必要アリト認ムルトキハ前項ノ事項ノ変更ヲ命ズルコトヲ得

③ 主務大臣保険契約者、被保険者又ハ保険金額ヲ受取ルベキ者ノ利益ヲ保護スル為特ニ必要アリト認ムルトキハ第1項ノ変更認可ノ際現ニ存スル保険契約ニ付テモ亦将来ニ向テ其ノ変更ノ効力ノ及ブモノト為スコトヲ得

④ 前項ノ処分アリタルトキハ保険会社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨及変更ノ要旨ヲ公告スルコトヲ要ス

〔保険金額削減の規定〕

第四十六条 会社（＝相互会社）ハ定款ヲ以テ保険金額ノ削減ニ関スル事項ヲ定ムルコトヲ要ス

(参考条文)

〔事業免許〕

第一条 保険事業（売買、雇傭、請負其ノ他ノ契約ニ基ク債務ノ履行ニ関シ生ズルコトアルベキ債権者ノ損害ヲ填補スルコトヲ債務者ニ対シ約シ債務者ヨリ其ノ報酬ヲ收受スル事業ヲ含ム以下同ジ）ハ主務大臣ノ免許ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ営ムコトヲ得ズ

② 前項ノ免許ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ左ノ書類ヲ添付スルコトヲ要ス

- 一 定款
- 二 事業方法書
- 三 普通保険約款
- 四 保険料及責任準備金算出方法書
- 五 財産利用方法書

〔他業ノ制限〕

第五条 保険会社ハ他ノ事業ヲ営ムコトヲ得ズ但シ生命保険事業ヲ営ム会社ハ信託業法ニ拘ラズ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ支払フ保険金ニ付信託ノ引受ヲ為ス業務ヲ営ミ損害保険事業ヲ営ム会社ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ他ノ損害保険事業ヲ営ム会社（外国保険事業者に関する法律第三条第一項ノ免許ヲ受ケタル外国損害保険事業者ヲ含ム）ノ為ニ其ノ損害保険事業ニ属スル取引ノ代理又ハ媒介ヲ為ス業務ヲ営ムコトヲ得

② 前項ノ認可ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ業務ノ種類及方法ヲ記載シタル書類ヲ添付スルコトヲ要ス

諸外国における制度（既契約の条件変更関係）

	アメリカ（ニューヨーク州）	イギリス	フランス	ドイツ
保険会社自身による保険契約の条件変更	<ul style="list-style-type: none"> 法令上、相互会社、株式会社のいずれにおいても、破綻前に既契約の条件変更を可能とする規定はない。条件変更を禁止する規定もないが、過去に実例はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社の場合、既契約の条件変更の可否は契約法の一般原則に従うことになり、保険契約にそのような条項がある場合を除いて、既存の保険契約の条件変更を行うことはできない。 相互会社の場合、既契約の条件変更の可否は、当該保険契約約款や会社の定款に、そのような条項があるかどうかによる、と解されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社形態の場合、社員総会（株式総会）の決議は保険契約者の意志を反映したことになることから、既存の保険契約の条件変更を行うことはできない。 相互会社形態の場合も「社員総会は、規定に従って決議を行うことにより、定款の全ての規定を改正することができる。しかし、会社の国籍を変更すること、会社の債務を削減すること、（社員への転嫁が可能な増税の場合を除いて）既存の契約から生じる社員の債務を増額すること、は出来ない。」（保険法典R322—65条）とされており、保険金の減額や保険料の増額はできない。 	<ul style="list-style-type: none"> 保険関係法令上、保険会社自身が保険金削減などを決定する手段を与えた規定は存在せず、保険会社の経営悪化を避けるため、契約の両当事者が合意して、保険金削減を行ったケースはこれまでない。
既存の保険契約の条件に対する行政の変更命令権の有無	<ul style="list-style-type: none"> 法令上、既契約の条件変更に関する行政の変更命令権はない。 <p>（参考） 裁判所の関与する再建・清算の過程では、条件変更が行われることがある。 （ニューヨーク州保険法 1322 項）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 法令上、既契約の条件変更に関する行政の変更命令権はない。 <p>（参考） 支払不能に陥った保険会社の場合には、裁判所が適当と認めるときは、清算命令に代えて、妥当と認める条件で、その会社が引き受けた保険契約の保険金額を削減することができる。 （'82年保険会社法 58）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 法令上、既契約の条件変更に関する行政の変更命令権はない。 法令上、行政当局が命じることが出来るのは解約返戻金の支払停止（保険法典L328—1条）まで。それを超えて、既存の保険契約の条件変更を命じることはない。 	<ul style="list-style-type: none"> 監督官庁は、生命保険会社が永続的にその義務を履行することができないことが明らかになった場合には、保険契約に基づく義務を、その財産状態に応じ、削減することができる。 （保険監督法 89 条） （注）

（注）ドイツ保険監督法 81 a 条：監督官庁は、新契約の締結に先だって業務計画の変更を求めることができる。

監督官庁は、被保険者の利益を保護する必要があると認めるときは、既契約に影響を及ぼすような業務計画の修正または削除をすることができる。

以前は、業務計画の中に、保険料率や一般約款が含まれていたことから、81 a 条により、保険監督庁が保険料率や一般約款の変更を既契約にまで及ぼすことができるかどうか論点となっていたが、1994 年改正で、業務計画の中に、保険料率や一般約款が含まれないこととなったため、今日では 81 a 条によって、保険料引き上げや保険金額の削減などの変更を命令する法的可能性はなくなっている。